

# 上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る 有価証券上場規程等の一部改正について

2020年2月5日  
株式会社東京証券取引所

## I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年2月7日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、上場子会社における独立した意思決定を確保し、少数株主の利益を保護するために、独立役員の独立性基準を見直すとともに、上場子会社を有する場合におけるグループ経営の考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策の開示の充実を図るものです。

あわせて、マザーズ及びJASDAQにおける上場廃止基準の見直しや、一部指定及び市場変更等に係る取扱いの見直しなど、所要の制度整備を行います。

## II 改正概要

### 1. 上場子会社のガバナンス向上等

#### (1) 独立役員の独立性基準の強化

- 独立役員の独立性に係る判断基準に、過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない旨を追加するものとします。

#### (2) グループ経営の考え方等の開示の充実

- 上場子会社を有する上場会社は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策などを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するものとします。

### 2. マザーズ及びJASDAQにおける上場廃止基準の見直し

#### (1) マザーズ上場会社の売上高に関する上場廃止基準の見直し

- 最近1年間の売上高が1億円未満となった場合において、「新規上場から10年を経過した場合の市場選択時におけるマザーズへの継続上場に係る要件」に適合していると

(備 考)

・上場管理等に関するガイドラインⅢ5.

・有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第211条第4項第1号等

・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第603条第1項第4号等

きには上場を維持するものとします。

(2) JASDAQ上場会社の業績等に関する上場廃止基準の見直し

- 業績又は利益計上に関する上場廃止基準に抵触した場合であっても、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているときには上場を維持するものとします。

・ 規程第604条の2第1項第2号、同第604条の4第1項第3号等

3. 一部指定、市場変更等に係る取扱い等の見直し

(1) 申請書類に重大な虚偽があった場合の指定替え又は市場変更の実施

- 当取引所は、過去に一部指定又は市場変更を受けた上場会社において、一部指定申請時又は市場変更申請時の申請書類に虚偽の記載があり、一部指定又は市場変更に係る基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、申請前の市場への指定替え又は市場変更を行うものとします。

・ 規程第315条の8等

(2) 虚偽記載又は不適正意見等に関する形式基準の共通化

- 市場第二部の上場会社が一部指定の申請を行う場合の虚偽記載又は不適正意見等がないことを求める期間について、マザーズ又はJASDAQの上場会社が市場変更の申請を行う場合と共通化します。

・ 規程第308条第7号等

(3) 過去の実効性確保措置の状況を踏まえた審査

- 当取引所は、最近5年間に特設注意市場銘柄の指定を行った上場会社又は改善報告書の提出を求めた上場会社が、一部指定又は市場変更に係る申請を行った場合には、それらの実効性確保措置に関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとします。

・ 上場審査等に関するガイドラインIV 1. 及び2.

(4) 上場契約違約金の額の算出方法の見直し

- 上場契約違約金の額を算出する際に基準となる上場時価総額について、上場契約違約金の徴求の対象となる規則違反に関する事項について上場会社が情報開示を最初に行った日の前日の最終価格と直前の月末の上場内国株券等の数を用いて計算するものとします。

・ 施行規則第504条第1号

#### 4. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

### Ⅲ 施行日

- ・ 本年2月7日から施行します。
- ・ 1. (1) に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用します。
- ・ 1. (2) に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書から適用します。
- ・ 2. (1) に関しては、施行日から1年を経過する日より前に直前事業年度の決算の内容を開示する会社は、施行日から1年を経過する日まで書面の提出期限を延長することとします。
- ・ 2. (2) に関しては、施行日から1年を経過する日より前に最近4事業年度に係る営業利益及び営業キャッシュフローが負となった場合等の翌事業年度が開始する会社は、当該基準中「1年以内」とあるのは「2年以内」と読み替えることとします。
- ・ 3. (1) に関しては、施行日以後に一部指定又は市場変更に係る承認を受けた会社から適用します。
- ・ 3. (4) に関しては、施行日以後に行われた行為によって、上場契約違約金を徴求する場合から適用します。

以 上